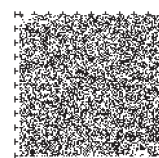


第 1 部
基本的考え方



2 計画の性格

- (1) この計画は、DV 防止法第2条の3第1項の規定に基づき策定するものであり、本県における DV の防止及び被害者の保護に関する基本方針及び施策の実施内容

第一部

基本的方法

